

でも周辺の農村部の四か村は人足を出さねばならなくなったことを示している。

3 下郷の苦惱

大庄屋組

出石町域の大部分を占める出石郡下郷しも郷は、かつては洪水のたびごとに苦しんだ地域であった。冠水によって稲が腐るのである。これによって年々の年貢ならびに小作料は大きく変動し、他地域とは異なった独特の慣行も生じている。その苦難に耐えた下郷の人々の生活を、本項ではみていきたい。はじめに下郷区域を確認しておくために、出石町域に關係する大庄屋組の区域を一覧にして掲載しておく。出石町域では、前項に詳述した出石町分のほかに、下郷東組、下郷西組、山之中口組くの村々が所屬していた。その組ごとの村名は次のとおりである。町分は前項に述べたので省く。

下郷東組 一五か村

小野谷 奥小野 口小野 袴狭 宮内 坪井 田多地

穴見庄 奥野 穴見市場 森尾 三宅 立石 香住 下鉢山 上鉢山 安良

下郷西組 一五か村

神辺郷 嶋 福居 伊豆

小坂郷 鳥居 尾崎 森井 中谷 丸谷 大谷 三木 片間

菅谷 細見 荒木 福見 暮坂

山之中口組 一九か村

弘原庄 弘原下(兎福住) 弘原中 弘原上 奥山 鍛冶屋

土野庄 上野 日野辺 桐野 寺坂 水石 畑

佐々木谷 天谷 西谷 河本 日殿 出合市場 南尾 出合 小谷

ここにあげた庄・郷の名前や範囲は、『校補但馬考』に記載されている庄・郷のそれとは、少し異なっている。町立史料館に蔵されている『諸色覚書』の中の、「御郡中庄郷分並枝村共」に従って記載したもので、江戸時代にはこの呼称が当地では用いられていたものと思う。その中の穴見庄については、安良を除くほか、現在は全部豊岡市域に属している。しかし、その史料は下郷に共通したものであるから、あたかもそこも出石町域であるかのような扱いでもって史料を利用してきた。他の項でも同様に感じられるところが多々ある。下郷はどうしても穴見庄も含めないと、その全体像がつかめなかったからである。

大庄屋組の地域割りのなかで、弘原庄五か村が山之中組へ所属していることに奇異の感を抱く人は多からう。ここはもともと下郷に属していたのだが、一六九四〜九六年(元禄七〜九)ころに山之中組へ所属替えになったのである。この事情については前項の出石町分のところで述べた。このとき長砂村が弘原五か村と行を共にしているのは、往古、長砂村は弘原庄とは川を隔てて接するのではなく、いわゆる地続きだったからである。すなわち出石川は長砂村の東側を流れていたのである。したがって長砂村の氏神は、現在も弘原中村に鎮座する伊福部神社である。

出石藩大庄屋制の始まりは一六七〇年(寛文一〇)ころである。このことは、養父郡高柳村(現八鹿町)にあった史料によって推測した。同村庄屋福田惣右衛門が残した「言上覚」に、

今度御領分ニ大庄屋御極被仰付候、何之村々庄屋共も於何事も大庄屋へ申達候而下知を相守候へと被仰出候御公義所より被仰出(候趣)□□、及異儀申事恐多奉存候、…(中略)…去年雪江院様御逝去之砌も江戸へ御弔ニ罷下候人数ニ被仰付候、若輩ながらせがれ(伴)吉右衛門下シ御墓所へ参詣仕候儀、有難冥加至極奉存候、…(後略)…

大庄屋制実施に伴う請書あるいは自薦書下書きではないかと思われる。後半が欠落していて年号は分からない。文中にある雪江院とは小出吉英のことで、一六六八年(寛文八)に没した。この文書を書いた惣右衛門は一六七二年(寛文二二)に死ぬ。だからこの間に書かれたものであることは確かである。わけても小出吉英逝去の翌年、一六六九年に書かれた可能性が強い。したがって大庄屋制の始まりは一六七〇年ころと理解してよいだろう。ちなみに、田井家「諸式覚日記」に出てくる大庄屋の最初は一六七四年(延宝二)である。一六八九年(元禄二)に大庄屋は一時廃止になり、一六九五年(元禄八)には、大庄屋を罷免された記事が田井家「諸色覚日記」に載っている。大庄屋制が停止された期間はわずかだったことが分かる。

大庄屋の職掌は、上からの触れや、達しなどの伝達、管内庄屋の取り締まり、年貢米の徴集や売り払い、その他簡易な裁判なども行った。触れや達しは大庄屋が管内を二、三区に分け、区域ごとに順番に回させる。庄屋はそれを受け取るとすぐに「御用帳」に書き写し、次の村へ送らせる。年貢米の徴集、売り払いは、大庄屋のもっとも大きな仕事であった。養父郡の場合は銀納であったから、年貢米売り払いは大庄屋の指図に従った。出石郡は正米納の地であったから、売り払いについてはそれほど関与していなかったのではないかと思う。村落間の境界、借銀などの紛争で簡単なものは、大庄屋の裁許で終わる場合も多かった。

山之中と下郷の大庄屋のうち、判明した分については表84にまとめた。組の呼称として、山之中では口組

表 84 大庄屋名一覽

組	村	氏名	在職年
山之中口組	佐々木	多根太郎左衛門	1706(宝永3)
	桐野	福富甚太夫	1729(享保14)～宝暦～天明
	日野辺	国村又右衛門	1825(文政8)・1840(天保11)
	佐々木	多根太郎左衛門	1831(天保2) 退役の記録あり
下郷東組	宮内	久兵衛	～1674(延宝2)～1682(天和2)
	〃	市郎右衛門	1687(貞享4)～1689(元禄2)
	〃	神床市郎右衛門	1695(元禄8)～1754(宝暦4)
	穴見市場	三宅伊右衛門	1754(宝暦4)～1768(明和5)
	口小野	西村弥兵衛(助太夫)	1768(明和5)～1781(天明元)
	宮内	神床市郎右衛門	1781(天明元)～(文化)～
	穴見市場	三宅伊右衛門(差添)	1789(天明9)～1793(寛政5)
	森尾	平尾源作	1838(天保9)～
	〃	平尾源太夫	1840(天保11)
宮内	神床市郎右衛門	1840(天保11)～1869(明治2)	
下郷西組	片間	水嶋六郎右衛門	～1674(延宝2)～1687(貞享4)
	荒木	川崎六郎左衛門	1687(貞享4)～1689(元禄2)
	〃	川崎六郎左衛門	1695(元禄8)～
	伊豆	甚左衛門	1695(〃)～
	丸谷	多田六右衛門	1696(元禄9)～
	伊豆	九郎右衛門	1699(元禄12)～
	〃	秋野甚左衛門	1706(宝永3)～
	〃	九郎右衛門	1712(正徳2)～1729(享保14)～
	三木居	吉右衛門	1757(宝暦7)～
	三鳥	藤五郎	1771(明和8)～
	〃	野村新兵衛	1786(天明6)～
	〃	野村新兵衛	1814(文化11)～1837(天保8)
	三木	中和岡右衛門	1814(文化11)～1826(文政9)

・奥組、下郷では東組・西組があるが、これは地域に基づく分区の呼称で、通常は大庄屋所在村の名を冠して呼んだ。たとえば桐野組・宮内組などである。下郷西組は出石町分大庄屋が兼帯するときもあった。このとき出石組と

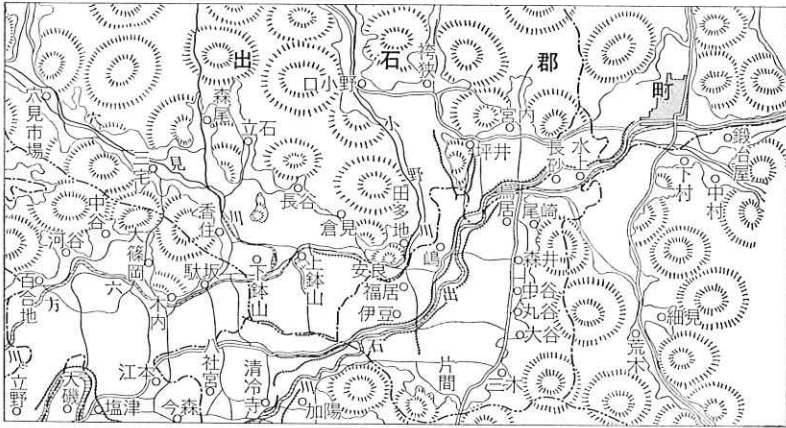


図 41 出石郡下郷の地図（部分）

呼ばれた。

下郷の景観

出石郡下郷というのは、一八八九年(明治二二)施行の町村でいうならば、神美村、小坂村、それに室埴村の菅谷が加わった一帯ということになる。高にして一万二〇〇石余、但馬では最もひろびろとした平坦地である。うち田方は一万七〇〇石余、畑方は一三〇〇石余と田が大部分を占める。しかし多分に低湿地である。所によつては麦作不可能な湿田も混在していた。そして少し長雨が連続くと、一帯が水浸しになることもしばしばであった。したがって川の蛇行もいちじるしい。上掲の地図は明治期、円山川改修前のものであるが、川の流路、道路、土手などは江戸時代後期とあまり変わっていないと思われる。したがってこの地図をもって江戸時代の下郷の景観を想定してもよいとみて、利用することにした。

落差の少ない平坦地を、出石川と小野川・穴見川がほぼ並行して流れているから、大雨のときにはたちまち耕地は水浸しになっただろう。この耕地を縫って道路が走っているわけ

であるが、豊岡から出石の町へ通じる幹線道路は出石川の東側堤防上にあつた。水上村から町の入り口あたりまでには、この道ばたに松の並木があつて、「松まつなわて」と呼ばれていた。川原町口から分かれた道路は、宮内―坪井―袴狭―口小野―奥小野へと通じていた。また嶋村から分かれて伊豆―安良へと向かう道は両鉢山―駄坂―中谷―百合地とたどり、円山川東岸の山沿いを貫いていた。後に述べる明和の一揆のとき、上鉢山・下鉢山・香住の農民たちはこの道を通つて嶋村に至り、鳥居村の川原に集結するのである。

水浸しになりやすい土地がらでありながら、川舟の数は意外に少ない。下鉢山村一艘そと・福居村一艘「天保九年御巡見様御通行諸事控」(平尾源太夫家文書)。嶋村二艘・伊豆村二艘「御巡見様一件諸事控帳」(西村平八郎家文書)程度である。物資輸送には陸路が主であつたらしい。この下郷一带に三〇か村、六〇〇〇人余の人々が住んでいた。その村々の年中行事、農作業などを概観したうえで、生産にかかわる諸問題に迫っていきいたいと思う。

年中行事

さいわい当地には、現豊岡市域内香住の田井家に「家事日録」が残されていて、生活上の具体的姿をかなり明らかにできる。これに基づいて、まず年中行事のあらましを追ってみることにする。田井家については後にしばしば触れるが、香住村の地主であり、庄屋であつた。「家事日録」はこの家の日記である。一八二八―四九年(文政二―嘉永二)まで集録されていて、とくに初めの五か年間ほどが詳しい。月日は太陰暦(旧暦)である。以下、日付にしたがつて列記していこう。

正月元日 水ごり 身を浄め神仏を拝する。

蓬菜ほうらいを祝う 蓬菜とは三方の上に熨斗しあひ鮑あひまたはかち栗くり・串柿くしがき、それに「たつくり」とか「まきす

るめ”などのなまぐさ物を添え、その底に生の白米を敷いたものらしい(柳田国男『新たなる太陽』)。これを祝うとは、家族一同が朝の膳に座り、主人から順にこの三方を目の上に捧げて回したことをいったのではないか。そして家内一同年始の挨拶をする。

大福歯がため 歯がためとは、歯を固めるために元日の朝に鹿や猪の肉を食べる行事で、のちには餅または押鮎おしあなにかえたという。当地方では大福餅を食したようである。

たつくり雑煮 たつくりとは小さいいわしをそのまま干して乾かしたもので、蒸すか炒いって食べた。祝賀の儀式に用いる。たつくりを付した雑煮というところか。

社寺へ参詣 昼まで村方の年始の礼を受け



写真 239 松原・昭和6年 (井崎一夫氏提供)

る。

午後、書き初め 蔵開き 蔵開きの年男には銀五分の祝儀を与えるのを例とする。

夕方、家内の年始盃をかわす。酒、吸物、肴は数の子。

正月二日 水ごり たつくり雑煮

吉例の物始めとして、縄ない初め 湯殿（風呂）おこし初め。

正月三日 たつくり雑煮 田畑作人ぎめ（小作地の割り当て）

正月七日 七日正月（節供） 朝膳に若菜がゆを食べる。社寺へ参詣。

正月一日 大鍛初め 朝膳にひきもの雑煮を食べる。ひきもの餅の雑煮のことをいったのだから。この餅

は唐箕や万石（選別器）を通して選別した残りの屑米を、粉米や糘と合わせて粉にし、糯米に混

ぜてつくったものらしい。この日は農作業初めを祝う意味の日であろう。その日に屑米をも食

べることを工夫した雑煮を祝うということは、農作業の苦しさを象徴的に表しているように思

われる。田井家ではこの日に、大福帳と散田帳の帳とじをし、年間の記帳に備えることにして

いる。

正月一五日 小正月 朝膳に小豆がゆ。

二月二日 ヤイトゾメ（灸すゑ） 田井家では毎月二日を灸治の日としている。

春彼岸 寺参り 彼岸餅をつくる。

三月三日 節供 朝小豆飯、神社・寺へ参詣、晩に桃酒

三月一二日 下女出がわり 節供に出、新しい下女がこの日に入る。

四月八日 朝、小豆飯あるいはだんご団子、墓参り。

五月五日 節供 朝、小豆飯、神社・寺へ参詣、晩にしょうぶ酒をふるまう。

六月朔日 氷の朔日 氷餅、奥羽から越後佐渡にかけては、元旦の暁に若水を迎えに行く時に水の神に上げた餅、すなわち水に浸した餅を半分持ち帰って六月一日まで貯えておいて、この日に食する。

正月に行う歯がためを六月一日に行うのである。あるいは氷の餅という名だけあって、寒餅をしたもの、「かき餅」や「あられ」に切っておいて六月一日に食するところもある。東北では実際の氷餅日に食するという(柳田国男『米の力』柳田国男全集第一四卷)。田井家の氷餅はどのようにしてつくられたものであるかは分からないが、氷餅に特別な意味がこめられていて、この日に食べる習慣のあったことが分かる。もともとこの餅は正月に水の神に供えられたものである。そして水の神がもっとも敬われる月である六月に、この餅が食べられる。単に歯がためといっているのでなしに、それを超えた意味、すなわち水の神を祭る意味があったものといわれている。

七月七日 節供 井戸かえ 朝、団子を食し、晩は井戸酒をふるまう。古くから井戸かえ、物洗いはこの日に限って行うことが広い地域の習慣となっていた。当地でもそれが証明できる。

七月三日 昼、迎え団子。

七月十四日 盆 未明に墓参り。



写真 240 復活した八朔の綱引き・鍛冶屋区
(吉岡敏幸氏提供)

八月朔日 八朔 朝、小豆飯、社寺へ参詣。この日、出石の町では

古くから綱引きをする行事があったが中絶していた。

一七九一年(寛政三)、願いにより当年から再開したといふ(『坪井村庄屋日記』)。

秋の彼岸 彼岸餅

九月九日 節供 新豆の飯、社寺へ参詣

九月二日 御難会、晩にぼた餅、田井家は日蓮宗勝妙寺の檀家で

あるから、この日この行事がある。

九月一五〜一六日 香住村氏神祭礼。

九月一八日 下女出がわり 節供に出、今日新しい下女入る。

一〇月亥の日 亥の子 ぼた餅。

十一月 冬至 朝、神仏に灯明をあげる。晩は小豆がゆ。

一二月朔日 朝、小豆飯、茄子漬なすけ 「川渡りの朔日」と広く呼ばれているこの日、当地では何と呼んでい

たか分からないが、茄子の漬物を添えて小豆飯を食している。水神を祭る日である。

一二月一四日 下男出がわり この日出て二一日に入る。

大晦日 晩に箸おさめ 焼めしを食べる。

以上の年中行事を通観したとき、五節句と水神を祭る行事がていねいに行われていることに気が付く。現

在では三月三日と五月五日だけを節句といい、一月七日は節句と意識していない。また七月七日は七夕たなばたとして残っているが、九月九日は忘れ去られている。水神を祭る行事としては、六月一日の水餅、二月一日の川渡りの朔日がある。水に苦しめられる下郷だけに、水神を祭る行事はおろそかにされなかったのだろう。川渡りの朔日の日に茄子を食べる習慣は、中国地方に広く行われている。朝鳥かもすが鳴かぬ間に茄子を食べると水に溺れないということからだという(柳田国男編『年中行事図説』)。

農事暦Ⅱ年

次に農作物の作付けや農作業などの時期をみていくことにしよう。現在との比較を便にする

間農作業

ため、「家事日録」の月日を『近世地方史研究入門』(地方史研究協議会編)付表陽暦換算表に基づいて太陽暦の日付になおし、一覧にした。

三月下旬 麦の除草

四月中旬 麻の播種(二〇～一五日) ごぼう・なす・たばこ・かぼちゃ・夏大根の播種 しょうが植え

下旬 種籾水浸し(約二週間) 苗代準備 きゅうり播種

五月上旬 籾まき(五～六日) 里いも植え 綿の播種(八～一四日)

中旬 切芋植え ささげ・いんげん豆・七月豆播種

下旬 粟の播種(一九～二四日) 豆茶をまく

六月上旬 大豆の播種(二～三日に開始) 稗ひえをまく くわいを植える 麦刈りを始める(四日ころから、遅い年は二日ころから)

中旬 田植え(二五～一八日ころより始まる) なす苗・たばこ苗・稗苗の定植(田植えと併行) ごま播種

第2節 近世中期の出石

下旬 さなほり(だいたい二五日か二六日) 麦脱穀(さなほり後から七月上旬にかけて)

七月下旬 麻ひき||麻の収穫(二三~二五日)

八月上旬~中旬 虫送り 田草とり(二五ごろまでには終わる)

下旬 麻へぎ||麻の皮むき(二五日~九月初旬)

九月上旬~中旬 そば播種 七月豆・稗・粟収穫

下旬 水菜・ちさ・ねぎ種をまく

一〇月上旬 早生^{わせ}稲刈りを始める 畑小麦まきつけ始める

中旬 田に麦まきつけのためのうねつくりを始める

稲さねもり虫送り(文政一二年) 菜種播種

下旬 麦まき始める 麻を煮る 手酒しこむ

一月中旬 豆かち(大豆・小豆・そら豆)

下旬 稲刈りだいたいこのころ終わる(鎌^{かま}祝い)

一二月月上旬 煙草とり 薪^{かま}ごしらえ

中旬~下旬 稲葉入れ にわあげ 大根ひき

一月上旬 味噌つくり

稲・麦・麻 栽培時期・作業過程、あるいは作物種類において、現代と異なっていることが明らかなもの

綿の栽培 について、次にふれておこう。まず稲と麦である。本項もすべて太陽暦の日付を用いる。苗

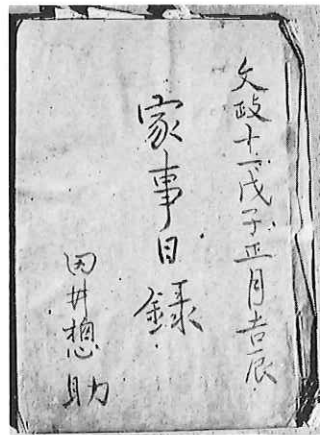


写真 241 「家事日録」・文政11年
(豊岡市 田井和男氏蔵)

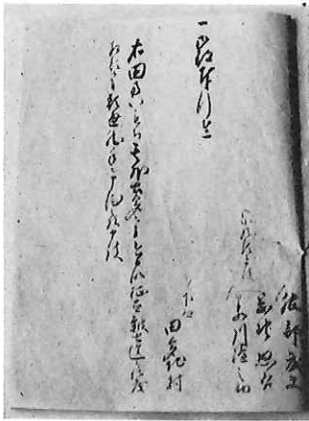


写真 242 虫送り願い、(『御用部屋日記』)

代へ粃をまくのは五月五〜六日にだいたい集中していることは、現代と大差なからう。ただし機械田植えとなったところでは比較はちょっと難しい。そして六月上旬に麦刈りを行い、六月一五〜一八日ごろには田植えにかかる。麦は脱穀している暇がないので、麦稲架いなきにかける。田井家「家事日録」の一八二九年(文政二二)六月二十九日(太陰曆五月二四日)、「大風麦いなき倒れる」の記事によってこれが分かる。麦作のあとを耕起して田植え準備にかからねばならない。目のまわるような忙しさが想像できよう。田植えには一〇日間ほどを要したようである。そのうちの一日、すなわち苗を一番多く植える日とか、家で一番大きな田を植える日をとくに大田植えと称し、田の神を祭る行事を行っていた。田井家では一九世紀の初めころまでこの行事をやっていたことが、「家事日録」に載っている。「むかしは大田植ヲせしが、若年の比くらより止め。其例ニ而今ニ田植中に一日大田植と称して中飯子供ニにぎりめしをやる」と記してある。田植えののちに「麦かち(脱穀)」をする。

七月末から八月上旬ころにかけて、毎年のように虫送りが行われる。夜、手に手にたいまつを持って、鉦かねや太鼓をたたき、口々に唱えごとを和しながら、あぜ道からあぜ道へとたどり、村外れで虫を村外へ追い払うといった行事である。文政一二年には、早稲を刈りとるころになって、さねもり虫(ツマグロヨコバイ)が大発生したらしく、太陽曆一〇月一七日に「稲にさねもり付き、今晚より夜毎たいまつを燈し、鉦太

鼓に而虫送り」と記してある。

次いで田草とりが待っている。真夏の炎天下、水田の草や稗ひえをいちいち手で抜いていく作業である。近代では一番草を七月上旬・中旬、二番草を八月上旬と二回とるようになっていたが、江戸時代には二番草にあたるころ一回だけだったようである。終わった夜は手伝いにきてもらった者と呼んで、田草酒をふるまい労をねぎらうを例にしている。

一〇月上旬から早稲の刈り取り、中旬には刈り取ったあとにうねづくりを始め、大麦まきつけの準備をし、下旬にはまきつけ始める。晩稲はまだ残っている。その間に大豆・小豆・そら豆などの収穫を行う。一一月下旬に稲刈りはだいたい終わる。約二か月を要している。稲刈りと平行して、順次脱穀したようである。稲架に乾かした稲は家に持ち帰り、こきばしあるいは千歯こきで脱穀しただろう。稲架にある稲を全部家の中に持ち込み終わった日を「稲葉入れ」、それを全部こき終わった日を「にわあげ」と呼んでいる。田井家では毎年におあげの日「合力こうりくの妻女達をよんで」労をねぎらう。脱穀の手伝いは小作人の妻たちであった。こき箸を用いていたことも考えられよう。

衣料用の作物として麻・綿を栽培していた。麻で織ったものが布、綿で織ったものが木綿といわれている。養父郡村々の指出帳には、女稼ぎについては「布木綿仕り候」と、麻による布、木綿の布の両方を農業の暇なときにつくっていたことを記している。ところが出石郡下郷の指出帳には、「少しつつ布仕り、ようやく下男下女夏冬両度の仕着ニ渡し申程の儀ニ御座候(長砂村・香住村)」、「夏は布(安良村)」、「夏は耕作の手伝い、冬は布仕り候(伊豆村)」と、布ばかりあげて木綿のことは記していない。荒木村だけに「秋仕舞候へば

布木綿少々仕り候へ共、売買仕り候程の義ハ御座なく候」と木綿を挙げてある。麻の栽培は重要であった。その作業をさきの農事暦からさらに抜き出してみよう。この項も日付は太陽暦に換算したものである。麻の播種は四月一〇〜一五日ごろ、そして七月二三〜二五日ごろに収穫、八月下旬から九月初めにかけて皮をむく。この日はたいへん人手を要したのである。田井家の場合、いずれも半日ずつであるが、一八二八年（文政二）には一八人、翌年には二六人の日雇いを得て皮をむいている。

指出帳にはとくに木綿の記載がなかったけれども、木綿もまた栽培していた。香住村田井家の場合、五月八〜一四日ごろに播種、一八二八年（文政二）には一貫一〇〇匁の収穫があったことを記している。麻・綿とも布に織るのは冬の間が多かった。

このほかに販売可能な農産物としては、楮こうぞがある。和紙の原料である。田井家の場合、一八三二年（天保二）にその販売によって銀五匁五分を得ている。微々たるものである。商品作物の栽培は、非常に少なかった。

牛と農具

以上の田畑の一軒当たり平均経営面積は、出石郡下郷は但馬では際立って大きい方である。

村高を家数で除した数字を見ると表85のとおりで、一八三八年（天保九）ごろ下郷東組では八・一三石であった。一石は約一反とみなされているから、面積にして八反程度である。したがって中には一町五反以上を経営する農家もかなりあったことが想像できよう。それらの農家の耕運農具の主力は牛であったに違いない。その牛の数を但馬内他地域と比べてみると、表85のようになった。美方郡浜坂周辺はとくに多く、村高に対しても家数に対しても、他地域とは際立っている。牛生産地としての性格をもっていたのだ

表 85 家数・村高に対する牛頭数の郡別比較

	家数	村高/家数 1軒平均石高	牛		
			頭数	村高100石 当たり頭数	家数に 対して
1712年(正徳2)	① 1,260軒	9.22石	288頭	2.5頭	22.8%
1838年(天保9)	下郷東組 ② 799	8.13	217	3.4	27.1
	養父郡 ③ 1,651	3.12	353	6.9	21.4
	山之中組 ④ 654	4.98	174	5.4	26.6
1842年(天保13)	気多郡 ⑤ 449	5.11	84	3.6	18.7
1848年(弘化5)	浜坂周辺 ⑥ 369	3.34	148	12.3	40.1

史料：①『懐中録』（巡見手控え）西村平八郎家文書。

②『巡見使通行諸事控』、『神美村誌』。

③『同上』養父郡高柳組・広谷組福田惣右衛門家文書。

④『同上』、『但東町史』。薬王寺・大河内・久畑・佐田・栗尾・平田・正法寺・小谷・出合・南尾・市場・水石。

⑤『国府村誌』。松岡・土居・府市場・新・堀・野々庄・上石。

⑥『浜坂町史』。久谷・赤崎・清富・福富・戸田・栃谷・芦屋・和田。

ろう。同様の性格が加わっているとみられるのは、養父郡と出石郡山之中組である。村高に対して、つまり田畑面積の割には牛の数が多し。これに対して出石郡下郷は他地域に比べて経営面積が大きいいため、村高に対する割合は少ない。けれども家数に対しては美方郡を除けば一番多い。二七パーセントが所有しているのである。したがって、江戸時代、牛は多いといえる地域なのである。それでいて七割強の農家は牛をもたず、もっぱら鋤を耕運の主力にしている。重労働のさまが思い知らされよう。

牛に引かせてすぎ起こす農具は犁である。田植え時に水を満たした田をかきまわして碎土したり、土表面を平らにするために用いるのは真鋤である。一八世紀の初めごろまでには、これらは但馬地方に普及していた。表86は『八鹿町史』所載の農具の種類とその値段を記したものである。一七二一年(享保六)の今滝寺村指出帳に基づく。そのなかで鋤は犁

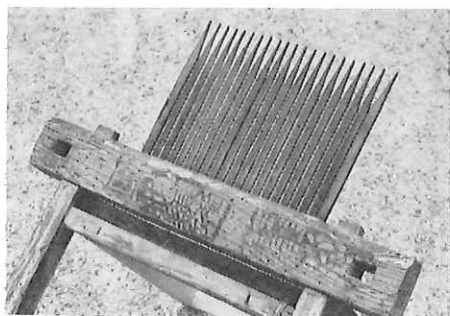


写真 243 千歯こぎ

のこと、「とうつる」とは備中鍬を指すのではないか。唐鍬と同値段であるところから、こう解釈した。唐鍬から備中鍬が分化したのは享保ごろであったといわれている。当地方にも一七二二年(享保六)にはこれが普及していたのである。備中鍬は主として牛馬を持たない地方、あるいは牛馬を持たない農民が用いた。これで水田耕起の能率を非常に高めたといわれている。出石町域、下郷

地域の牛を持たない農家は、備中鍬に依存するところが大きかったであろう。牛を持つ農家は犁や真鍬を用いた。田井家では真鍬の台を何年目かには取り換えたことを記している。

表の中の「かなつき」とは、「かなごき」と呼んでいる千歯こぎのことだと思う。脱穀用の道具で数多くの金属の間に稲穂をさしこみ、引き抜くことによって脱穀できるしくみになっている。これが普及したのは元禄から享保、すなわち一八世紀の初頭のころといわれ、当時「後家だおし」という異名が付けられたという。それまで脱穀は主として女の仕事であった。「こき箸ばし」と呼ばれた二本の竹に穂をはさみ、一穂一穂こき落したのである。一家の働き手を失った後家も、こき手として日雇

表 86 1721年(享保6)農具の種類と値段表

種類	値段 (銀)	
	今滝寺村	八鹿村
鍬	5.0 <small>匁</small>	3.0 <small>匁</small>
鋤	13.0	9.0
鎌	0.85	0.8
真鍬	7.5	7.0
かなつき	14.0	
とうつる	5.0	
とうくわし	5.0	
とら廻し	4.0	
お石	5.0	

史料：両村とも「享保6年指出明細帳」『八鹿町史』所載。

いに雇われ、生計の足しにしていた。その仕事が一〇倍の能率をもつ千齒こぎに奪われたからである。力を要するから男の仕事となったのであろう。しかし女・子どもによる「こき箸」の利用もなお併行していたこととあろう。

田井家の場合、「にわあげ」の日には必ず「合力の妻女達をよんで」いるところから、小作人の妻女たちが「こき箸」を用いて、地主の家の脱穀に協力したことが考えられるのである。靱の皮をむく道具が田臼である。表の中の「石廻し」はこれを指すであろう。田井家では三年目ごとぐらいに田臼を造っている。「豊岡町利七米り田臼造る、作料米六升(文政二年)」と記してある。

農具の値段にも目を留めておこう。八鹿町今滝寺地区は山間の小村である。この地理的条件が農具の取得値段を高くしているのであろうか。八鹿村値段の方が出石郡下郷地区に近いかもしれない。当時(享保四(八年)の平均米値段は『神美村誌』によると、石当たり銀四四匁であった。鍬一丁に付き米七升、犁は約二斗になる。牛の値段はずっと後代の一八三二年(天保二)のことであるが、田井家が牛を手放し、新しい子牛を購入したとき一五匁を支払った。当時の米に換算すると一石八斗ほどになる。零細農家は購入が難しかったのであろう。

『仙石家譜』

伊豆村指出張(二七〇六年=宝永三)に「当村之儀、水所にて御座候故、早損^{かんそん}之儀ハまれに御座候、水損ハ多少ニ不寄毎年ニ御座候」とあるように、下郷の大部分は、ほとんど毎年のように

に洪水の被害を受けた。記録にないような小さな出水の年でも、時期によればいちじるしい損害を被ったものである。このうち、いわゆる大洪水は『仙石家譜』に克明に被害状況が記してあるから、それをここに抜

粹しておこう。

一七二一年(享保六)閏七月十五日 大雨洪水、夜子の刻(午前零時)七尺余増水のよし注進す。依て従者を命じて夜半に出馬し、田結庄町より乗船、大橋より馬上にて馬場町・下馬場町・小御料庄町・柳町・下田結庄町等巡見して帰館す(政房)。

一七二二年(享保七)六月二十三日 朝より雨降続二十四日終日降続き夕に至て一丈許り増水、揚枝谷より谷山川急に満水、杉原主人が宅脇の堀より伊木町・材木町に水押し東堀に流れ入り、東門土橋押し内町岩波半右衛門が宅前まで押し崩し、大手門土橋をも押し崩し、大手西の角石垣其外土居石垣所々破損、夕七ツ時過山里曲輪より水押し出し山里門危うく、城下町郡中に至て水破夥し。侍屋敷破損四十五軒、同半潰八軒。町家破損六十軒、同潰家十軒、流家六軒。在々潰家三十五軒、同流家十六軒、溺死者八人(男五、女三)。田畑二万石ほど水入申。

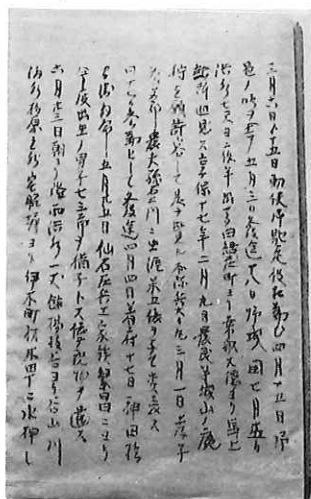


写真 244 『仙石家譜』
(享保6・閏7・15)

一七四六年(延享三)八月二十四・二十五日 大風雨、損毛田畑高千二十九石余水入、潰家百九十六軒、破損家百八十九軒、堂社二十八宇、制札場十七箇所、船破損二十二艘、怪我人男二人、死人女二人。

一七四八年(延享五)六月四・五日 在所洪水大風、出石城三の丸石垣一箇所三間余崩れ、三の丸堀百間余石砂入、外構堀百八十間余石砂入、田畑およそ一万

三千六百九十石余石砂入となるよし。

同 年 九月二・三日 大風雨所々破損、潰家百七十五軒、半潰家百六軒、死人八人、怪我人四人。

同 年 九月十七・十八日 大風雨、田畑およそ一万五千七百七十石余石砂入。

一七四九年(寛延三) 七月二・三日 大風雨洪水、田畑およそ二万四千八百石余水砂入、山抜九百九十箇所、流家百七十八軒、潰家二百一十一軒、流死人三人、流牛二匹、漁船三艘。

一七五〇年(寛延三) 六月五・六日 大雨洪水により田畑高およそ一万三千六百石余水押砂入、土手切一万四千三十間余、山抜八十八箇所、流家十一軒、潰家四十三軒、流死人二人。

一七五五年(宝曆五) 七月二十二・二十三日 大風ニテ、田畑高およそ二万二千六百石余風痛、堂潰四箇所、潰家七十軒、破損家六十八軒、死人二人。

一七五六年(宝曆六) 九月十六日 夜より翌朝に至て風雨洪水、田畑高およそ一万七千石余水押砂入、山抜六十六箇所、潰家四軒。

一七五八年(宝曆八) 八月二十日 大雨洪水、出石城外構西丹波口堀石壁一箇所破損、田畑高およそ一万四千六百三十八石余水押、同百二十七石余砂入。

一七六二年(宝曆二) 是秋兩度の大雨洪水に、田畑高およそ一万八千八百八十九石余水入、山抜千二十七箇所、潰家流家二十八軒、流死人十人。

一七九五年(寛政七) 八月二十九日 城下洪水大橋にて増水九尺五寸。

一八〇八年（文化五）六月二十九日 大風雨洪水、田畑高およそ三万四百六十九石余砂入、山抜川欠二百四十九所、流家潰家七十軒。

一八一六年（文化一三）八月三・四日 郡中洪水にて高二万七千五百七十五石八斗二升二合損毛となる。

一八四七年（弘化四） 大凶作にて米六七石三斗九升四合積立米拝借、種子粃八石八斗借用（香住村田井惣助「家事要録」）。

一八五〇年（嘉永三）九月二日 八ツ時より風雨烈しく、昼夜止み間なく三日四ツ時より洪水、夜八ツ時より引口ニ成、…（中略）…豊岡流家式拾軒、死人八人、手辺ニ拾六軒、死人拾人、伊福二十四軒、松岡二十六軒とぞ。当村田畑とも格別損無し。諸方山抜川入荒地相成。なかんずく府中貳百石余も川入、其外宿南・銅山・高龍寺地損多し。古語之言伝ニ万灯水を大洪水といふ。是は延宝二年寅七月二十五日事也。其日大岡寺万燈経会有しといふ。此度之水ニ比すれば、其水三尺斗も高し。其故ハ森木之入口ノ岸ニ檉大樹アリ、コブノ有ける、其コブ迄沈みしと云（田井家前掲文書）。万燈水。延宝二年寅は誤りで貞享三年寅（一六八六）が正しい。

以上は目立って大きな洪水である。下郷ではこの程度よりはるかに小さな洪水においてもいちじるしい被害を受けることがあった。田井家「家事日録」に見られる次の史料が、これを物語っている。

下郷の苦惱、冠水 一八二九年（文政二）七月一八日、「風雨甚しく出水、大風作物諸木いたむ」とある。による稲の被害 この日を太陽暦になおすと八月一七日にあたる。このころの稲は穂朶み期といって、幼

穂が茎の中にできあがり出穂直前の状態にある。この期の稲が泥水に浸されると穂が腐ってしまい収穫皆無

となる。不安は適中した。そこで香住村では九月一六日の村祭りには、餅をつくこと、赤飯を蒸すことを止めることを村中相談で決めた。そして一〇月二日に皆無願いを出す。その結果、同年七月の洪水について次のような注記がついている。

式拾貳年以前、文化五辰年出水ハ貳百日ニ当リ、早稲方ハ六分余程之作、晩稲方ハ惣皆無、無脇晩稲方ニ而高式石九斗御取付、現石百八拾五石御引方被成下、此度之出水ハ百九十五日ニ当ル、早稲方ハ半毛以下之作、早稲方ニ現米三拾壹石余御引方被成下、晩稲方ハ惣皆無、無脇百九拾壹石八斗余御引方、

無脇など不可解な言葉があつて理解しにくい注記である。この解釈については後に述べるので、ここでは『仙石家譜』には載せられない程度の洪水であつても、下郷にとつては深刻な被害を受ける場合のあることの一例と、理解しておいていただきたい。そしてこの年の年末、香住村は村中正月用の餅はつかないこととした。田井家では代わりに「こがね餅」をつくつたと記録している。粟餅である。粟は黄色つまり黄金色である。

翌一八三〇年（文政一三）の奇しくも前年と同じ七月一日、出水があつて稲は一昼夜水に浸つた。この日は二二日にあたり、太陽暦になおすと八月二四日であつた。前年より七日遅い。早稲はおおむね出穂を終わっていたようである。そのため被害が少なく、香住村では九月一四日晩稲についてのみ年貢減額願いを出す。そして九月二六日は検見役人が出郷し、検分して回つた。総勢五二人、二七日には香住村に泊まつた。ところが、「御領分中、願村々不残帳下」げと記してある。減免要求は残らず却下されたのである。復帰後の大老上席仙石左京が懸命の財政たて直しを図っている最中であつた。農民の要求を聞き入れなかつたので

ある。このため一二月にはついに一揆を起こす。これについては次項にくわしく述べよう。一〇月一五日の亥の子の日、香住村では村中、小豆飯、餅つき停止を決めている。正月用の餅は停止を決めていない。

一八三五年(天保六)は不順続きの年であった。五月二一日(太陽曆換算六月一六日、以下()内は太陽曆換算月)に出水し、「六方あたり苗代ニ水つき、苗大いにいたむ。諸方よりひろい苗」と記され、同月二三日(六月一八日)から香住村では田植えを始める。ところが六月四日(六月二九日)にまた出水して田植えができず、村中の田植えが終わったのは六月一八日(七月一三日)であった。その翌日から三たび出水し、二四日(七月一四日)に引いた。この間に先植えの分は一四日間ほどと六日間ほどの二回にわたって水に浸り、所々苗が腐ってしまった。後植えは六日間ほどの浸水ですんだから被害は少なかった。欠落部分を補うため、六月一四日(七月九日)に種籾をまきなおし、その苗を七月六日(七月三二日)に植えなおした。例年より四〇日ほどの遅れであったという。出水はなおも続いた。閏七月八日(八月三二日)のことである。これによって「稲も稗も皆無ニナル」というありさまであった。なおこの年の八月中旬(二〇月上旬)ころから、「仙石左京様、荒木玄蕃様始數十人追々御出立、変事出来」したことを付け加えておく。雪も早かった。八月二八日(二〇月一九日)「西山ニ初雪降る」と記してある。太陽曆一〇月中旬に大岡山や来日山に初雪が降っているのである。翌一八三六年(天保七)も天候不順で、大凶作となったことはよく知られている。田植え前の四月三日(五月一七日)に出水、五月七日(六月二〇日)から田植えを始め、五月二六日(七月九日)にさなほりとなる。一〇日(六月三日)に出水があったものだから、こんなに田植えが長びいたのであった。続いて、七月二日(八月一三日)、八月八日(九月一八日)、八月一四日(九月二四日)と出水する。



写真 245 仙石左京ら御呼び出し
(『御用部屋日記』)

であったかということが、以上の例によってよく理解できよう。

検見手続き

冠水による被害額が最も鮮明に表れてくるのは領主へ納める年貢高である。農民たちは被害を受けると検見を願い、減額を求めらるからである。その結果が免相の引き高に表されているので、免相の多数保存されている村を選び、引き高の累年結果を集録すると、水害を数量的に表現する史料を得ることができる。三木村の免相に基づいて、その表をのちに提示しよう。それに先立って検見と減免の手続きについて述べておきたい。史料は「検見心得之事」(中山三郎家文書)である。以下の引用史料において、注記のない場合はこの史料に基づいていることをことわっておく。

検見を受けたいと思う年は、六月中に「毛訳達し」という帳面を提出しておかねばならない。これは惣田方毛付きのうち、早稲が何反何畝、このうち綿・たばこ・野菜などに何反何畝と、栽培作目ごとの面積、そのうえ上々田・上田など品等ごとにも分けて反畝を書きあげた帳面である。中稲・晩稲も同様の書式で書き

一八三八年(天保九)七月二〇〜二三日(九月九〜一二)の出
水に、「此水ニふけ地は皆無ニなる」。一八四一年(天保一二)
秋は「雨天続、水高く、ふけ所ハ船ニ而稲刈、長谷と当村お
よそ船式十艘余借集ル、一月八日(二月二〇日)村中刈揚
濟」となるのである。船を出して稲刈りをしたとは驚きであ
るが、それが終わったのは、太陽暦になおしてみると一二月
二〇日であったという。下郷がいかに水に苦しめられた地域

あげる。この帳面が提出されていなかったなら、秋になって不作が判明し検見を受けようとしても、取りあげられない。また一度検見を受けると、たとい豊作の年があっても、五か年間は続けて検見を受けねばならないことになっていた。このため、年によると例年の基準より年貢高の多くなる年があった。たとえば表87 三木村本途物成納入額と納入率の累年比較における一七七七年（安永六）である。納入指数が一〇〇を超している。

いよいよ検見を願うことに決めれば、早稲は彼岸に入って五日目（太陽暦九月二四日ごろ）、晩稲は秋土用入りから五日目（太陽暦一〇月二六日ごろ）に帳面を提出することになっていた。それには検見を希望する場所を記す。その地の面積・地等・作目等は六月中に提出した「毛訳達し帳」と一致していなければならなかった。さらに一筆ごとに損毛の程度を記す。たとえば六合毛、七合毛等である。これは坪刈り糶量のこと、六合毛なら一坪に六合の糶がとれることを意味する。一反にして一石八斗、玄米にすればその半分になるから九斗である。このように坪当たり糶量を記して減収分を表示する場合を「合毛」というていた。これによって減免分を算出する場合を例示しよう。

毛損被成下小口割付安算

一上田 壹反 三合毛

高老石三斗 此取米老石九升貳合

内

糶老石八斗 三合毛 三合刈増 〆六合

此米五斗四升

第2節 近世中期の出石

表 87 三木村本途物成納入額と納入率

年	本途物成	納入率	年	本途物成	納入率
	石合	%		石合	%
1700(元禄13)	199.088	100.0	1743	76.564	38.5
2	122.408	61.5	44(延享元)	156.253	78.5
4(宝永元)	199.528	100.0	45	20.661	10.4
6	138.527	69.6	46	198.393	100.0
7	156.960	78.9	47	68.114	34.4
8	139.202	70.0	1753(宝暦3)	159.923	81.6
9	198.587	100.0	54	159.544	81.4
1710	82.928	41.7	55	46.414	23.9
11(正徳元)	158.393	79.6	56	194.836	99.4
12	134.243	67.5	57	192.813	98.4
13	110.304	55.4	1760	40.888	20.9
14	116.997	58.8	61	188.247	96.0
15	182.516	91.7	62	115.912	59.0
16(享保元)	112.438	56.5	63	176.202	89.8
17	199.573	100.0	64(明和元)	106.113	54.1
18	198.198	100.0	65	109.646	55.9
1723	87.489	44.0	66	114.961	58.8
24	154.003	77.4	68	116.964	59.8
25	196.122	98.6	69	193.786	98.3
26	199.700	100.0	1770	197.229	100.0
27	191.583	96.3	72(安永元)	127.758	64.8
28	143.044	71.9	73	47.904	24.3
29	166.010	83.4	76	113.431	57.5
1730	195.267	98.1	77	203.768	103.3
33	186.288	93.6	78	97.868	49.6
34	182.089	91.5	1780	192.222	97.4
35	167.282	84.1	81(天明元)	133.972	67.9
36(元文元)	160.617	80.7	82	48.271	24.5
37	186.626	93.8	83	79.540	40.3
38	69.911	35.1	84	123.883	62.8
1740	22.611	11.4	85	95.674	48.5
41(寛保元)	172.795	86.8	86	65.138	33.0
42	163.401	82.1	87	196.841	100.0

第5章 近世の出石

年	本途物成	納入率	年	本途物成	納入率
	石合	%		石合	%
1789(寛政元)	54.701	27.8	1810	124.481	63.0
1790	196.865	100.0	11	89.402	45.3
91	108.035	54.9	12	43.283	21.9
94	197.298	100.0	13	103.411	52.4
95	105.105	53.3	15	140.861	71.3
96	166.804	84.5	16	57.659	29.2
97	197.497	100.0	17	161.243	81.7
98	115.622	58.5	18(文政元)	161.243	81.7
99	167.557	84.8	19	145.345	73.6
1800	67.415	34.1	1820	105.955	53.7
1(享和元)	197.535	100.0	21	109.358	55.4
4(文化元)	124.241	62.9	23	161.243	81.7
5	197.535	100.0	24	119.360	60.5
6	157.211	79.6	25	114.289	57.9
7	94.769	48.0	26	161.243	81.7
8	38.380	19.4	27	161.243	81.7
9	161.243	81.7	29	81.889	41.5

史料：三木村免相(中和岡右衛門家文書)。

注：満額本途物成高

199石余	1700~45年
198石	1746~47年
197石	1768~86年, 1794~1829年
196石	1753~68年, 1787~91年

右引残而 五斗五升式合被成下

「御検見仕法心付帳」

(川崎好家文書)

この例では高に対する租額は一石〇九二合、租率にして八割四分という高率である。例示されている以上、この程度の租率の田は普通であったとみてよい。この田の坪刈り収穫高は坪当たり糶三合であると農民側は申告した。これに対し検見役人は六合毛と査定した。三合増している。この分を刈り増しといった。坪六合を反当になおすと、石八斗になる。これを玄米にすると半分の九斗になる。これを全部年貢に納めたなら、農民の取り

分はなくなる。そこで査定收穫高の「石数之内にて六歩御取被遊、四歩之分ハ御百姓へ被成下ニ而候、尤六歩御取被遊候糶ハ本米斗り故、右四歩被成下内ニ而夫・口米ハ上納致スニ而御座候、右を六公四民とハ申ニ而候」というのである。検見で査定した場合も、收穫高の六割が年貢、四割が農民取り分として残されるといふ原則を貫いていることが分かるであらう。そして残された四割のうちから夫米・口米を納めなければならなかったから、農民取り分はさらに少なくなる。「是等之処、能々合点致可罷在候事ニ候」と「検見心得之事」の筆者は戒めているのである。この原則に基づいて、前掲例示の收穫九斗の米のうち、六割の五斗四升が領主への年貢ということになる。満作の場合に納めなければならない一石〇九二合との差は五五二合になる。この分が引き高すなわち減免分である。

合毛で損失分を表示する場合、農民側と検見役人の評価に差が生じるのは当然といえるだろう。検見にあたって実際に坪刈りを行うことはまれであったようである。すなわち「御検見之節ハ入用之事も有之候得共、只今ニ而ハ見取御検見に候得ば、さして入用之事も無之候」というのであった。つまり検分によって査定するのが例であったと解釈できよう。したがって農民・検見役人双方とも、收穫高については交渉によって最終的には決まるものと意識していたようである。だから最初、農民申告の合毛は低い。これに検見役人は刈り増しを加えることを通例としていた。すなわち「式合毛より段々上之合毛は、何合何夕之刈増ニ而御請申候様被仰付候、是ハたとえは壹合之刈増を被仰付候へば、式合毛は三合毛ニ相成ルニ而御座候、其外之合毛いづれも壹合宛増ニ而御座候」というのであった。

このことは無田・無脇の皆無検見願いにもよく現れている。

無田・無脇、無田・無脇とは耳なれぬ用語で、出石郡下郷の文書に初めて見た。収穫皆無に近い田を指し皆無検分願い ているようである。つまり「合毛」で表したところよりも被害がいちじるしい田で、合毛では表せないという意味から生まれた用語ではないかと思われる。したがって無田・無脇の検見願いは、「皆無検分願」と頭書されているのである。どの程度の被害を受けた田についてこれをあてはめるかについて、口小野村西村助太夫家の「安政四年萬之控」に記入されている項を紹介しよう。

一皆無御検見願之義ハ無田無脇ニ而、本田晩田高之三步卷以下ハ願事相叶不申候也、

一当村ニ而皆無御検見願致しても、先ッ野見之始メニ本檢之毛取ヲ致、其毛上之無田・無脇ヲ皆無類之無田と致し、式合ヨリ上は五合毛迄無脇と致し、右之内上中下之高ヲ調へ免割致し、無田ニハ御物成ニ凡六歩位被成下とし、無脇ニハ是も御物成ニ凡四歩位之被成下、都合何程之被成下と見申候也、

無田・無脇を申告して皆無検見を受けようとしても、その無田・無脇の面積が晩稲作付面積の三分の一以下であったなら、取りあげられない。三分の一以上の田地が被害を受けた申告の場合に、皆無検見が受けられるというのである。そして、晩稲に關しては太陽曆一〇月二〇日前後に、野見といって村役人らが作柄を巡視する。そのときの査定によって皆無よりは少しはましとみられる程度まで、すなわち「毛上の無田・無脇」を皆無願いの無田とする。坪当たり二〇五合の籾収量の所を無脇として申告するというのである。この文面から推すと、本来、まったくの皆無が無田、それより少しはよくて坪当たり二合位まで籾のとれる地を無脇とするというようにとれよう。被害はやや誇張して申告するというこのカラクリが、ここにも表れている。

第2節 近世中期の出石

無田・無脇申告の書式を次に示しておこう。

文久式戌年皆無御検分願之控

一 耆町式反五畝拾五歩 無田

分高拾四石五斗式升三合 御物成米拾耆石八斗七升七合

一 四町三反四畝拾式歩 無脇

分高五拾耆石七斗 四合 御物成米四拾式石式斗七升八合

惣畝反合五町六反 願辻

分高合六拾六石式斗式升七合 御物成合五拾四石耆斗五升五合

所ニ

限石式拾式石九斗三升式合被成下

(後略)

(西村平八郎家文書「萬之控」)

口小野村では、一八六二年(文久二)には検見の結果、無田・無脇に対し四割二分余の減免が認められ、現米にして二二石九三二合が引き高、すなわち上納免除となったのである。減免率は、無田は六歩引き、無脇は五歩五厘引きのように割合で提示される場合が多かった。それを村で計算し、個人ごとの減免額を算出するのである。

検見による減免手続きについて、いささか説明が冗長になった。なにぶん無田・無脇というまったく下郷特有の用語に出くわしたものであるから、そのできるだけ正確な定義に迫りたいと思ったところから、少し

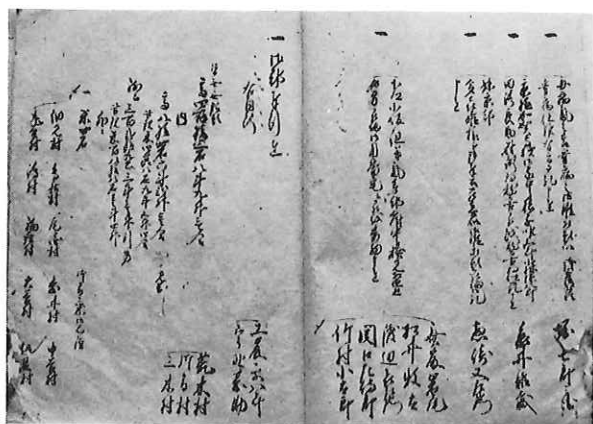


写真 246 皆無・無脇願い (『御用部屋日記』)

長くなった。要するに下郷では、このような特有な用語が生まれるほど、毎年稲作に被害を受け、減免交渉をしなければならなかったのである。比較的冠水の害を受けることの少ない地域とみられる口小野村でも、無田・無脇の皆無願いをよく提出し、減免を受けている。たとえば一八六三年(文久三)は四一石二一六合、一八六四年(元治元)は三〇石三七二合、一八六五年(慶応元)は三四石五〇〇合、一八六六年(慶応二)は四四

石五〇〇合、一八六八年(明治元)は六六石二二九合である。ここに例示した五か年間の平均を、同村が納めなければならない満額貢納高二六石六五〇合に対比してみると、約一六・三パーセントにあたる。幕末期の口小野村では、およそこの程度の減免を毎年のように受けていたのである。

三木村は口小野村に比べ、はるかに広い範囲が出石川の常習氾濫地域であった。それだけに同村の苦しみは大きく、一七〇六年(宝永三)ころには毛付き高の六五パーセントにあたる二二六石九五〇合の田地が質入れされ、町人支配になっていたことについては第一節に述べた。その原因はひとえに冠水による害にあったと思う。刈り取りの手がしばしばにぶり、ため息まじりに泥水をかぶった田を見やる秋を例年のように迎えていた様子が思いうかぶ。それは同村に残る免相に記された引き高を差

し引いた本途物成高の変遷を見れば、数量的にも実感できる。表87である。一七〇〇年（元禄一三）以降一〇〇年間の平均貢納高は、満額貢納高の実に六九パーセントであった。これは下郷以外の地域では知られていない事実である。ほかの地域では、貢納高はだいたい年によって一定し、減免はあってもこれほど恒常的に大きな減額を受けていることはない。表87をつぶさに見入るとき、満額貢納高の一割あまりの年も二回ほどあることに驚くだろう。満額貢納の年は一〇〇年間に一五回というありさまであった。

史料に残るほどの大きな洪水のない年でも、下郷では苦しめられているのである。それほど大きくなくとも、時期によっては冠水によって収穫皆無となることがあったからである。三木村の本途物成納入額変遷表は、そのまま水害年表として利用できよう。下郷の苦悩は、冠水に悩まされない他地域の人々には、充分理解されない深刻なものであったに違いない。

預け口・契約小作 領主へ収める年貢の減額が決定したのち、小作料の減額措置がとられる。その場合の対

料・収穫高の関係 応を理解するために、資料が整った段階で、さらに立ち入って預け口、契約小作料、実

質収穫量三者の関係を確かめておきたい。

まず預け口と収穫高の関係である。香住村田井家の「家事日録」の年ごと一二月の項には、年間の自作地・小作地の預け口高と、収納に関する総括が整理して記載されている。それをまとめて表88を作製した。自作地の預け口高に対する収穫高は、一二か年平均で九〇・二パーセント、天保七年と九年がきわだって低いので、これを除いた場合でも九五・四パーセント、自作地の収穫高は預け口高に届いていないのである。米里村（八鹿町）米田喜太夫家の散田帳を整理してみると、一八二三～六六年（文政六～慶応二）の間で、資料の整

表 88 自作地預け口高と収穫高の比較、ならびに
小作地減免分の年次別割合

	自作地		小作地		
	預け口高	収穫高	預け口高	減免分	減免割合
1826(文政 9)	石合 25石余	石合 22,700	石合 67石余	石合 3,600	% 5.4
27(// 10)	18 //	17,500	74 //	6,900	9.3
29(// 12)	31 //	20,600	70 //	44,000	62.9
30(天保元)	25 //	17,500	72,400	27,900	38.5
31(// 2)	22,100	25,880	64,300	7,890	12.3
32(// 3)	20石余	23,000	66石余	12,000	18.2
33(// 4)	23 //	22,800	61 //	11,700	19.2
34(// 5)	22,600	26,700	61,800	11,000	17.8
35(// 6)	23石余	25,000	60石余	28,400	47.3
36(// 7)	22 //	13,700	55 //	26,900	48.9
37(// 8)	23 //	20,300	54 //	15,700	29.1
38(// 9)	23 //	14,800	54 //	23,000	42.6
平均	23,142	20,873	63,292	18,249	28.8

史料：香住村田井惣助「家事日録」(豊岡市 田井和男家文書)。

つた一六か年平均で自作地散田高に預け口高一六石七四六合に対し、収穫高は一七石一斗、わずかに収穫高の方が多い(『八鹿町史』)。香住村は毎年洪水のために冠水して被害を受けるため、満作が難しい土地柄である。このため収穫高が低いのであって、結局、預け口高は予想収穫高と一致するよう定められている、とみてよい。口小野村の例でもこれが確かめられる。同村西村助太夫家の一八六二年(文久二)の自作地は、預け口二五石二五〇合に対して、実収高は二五石二一〇合でほぼ等しい。

そして預け口高が契約小作料であったことは、表91に示した「預け口に対する収支決算表」、あるいは本章第一節に述べたこと(四六二ページ参照)などによって明らかである。したがって表作、すなわち米は収穫

全部が小作料ということになる。

養父郡宿南村の西村治郎兵衛が一七七九年(安永八)に記した「親子茶吞話」に、このことを次のように述べている。散田人(小作人)たちは、「年中雨露をいただき、寒暑のくるしみ請けて作るところ、ようようゆり粉(いるご)・いかしを目当てに作るものなれば、こまかに見て違いなく散田人そんなように、致し遣すべし」と述べているのである(『八鹿町史』)。いるご・いかしは調整時に選別される屑米である。良米はすべて小作料、過酷さが思い知らされよう。小作人の作得は、屑米と裏作の麦であった。

円山川中流域のように、洪水時にも冠水の害を受けることが比較的少なく、乾田であるところでは、裏作の麦にかなりの収穫が期待できるから、表作全部が小作料といってもまだしも考えられるところがある。しかし出石郡下郷のように、湿田に近く、全部の田に麦作付けは困難であったらうと思われるうえ、作ってもなかなかの苦労があったと考えられる所で、表作収穫全部が小作料であったとは、とうてい理解できないであろう。表作の米のいくらかはどうしても小作人たちの手もとに残さねばならない。

減免交渉により小

その操作は前掲表88「自作地預け口高と収穫高の比較ならびに小作地減免分の年次別割

作人作得は約二割

合」に見ることがができる。自作地預け口高に対する収穫高の割合と、小作地預け口高に

対する実収納高(減免分を差し引いた残り)の割合との差を見ればよい。表88において前者が九〇・二パーセント、後者が七一・二パーセント、その差は約二〇パーセントである。前者は一地主家の収穫というデータの狭さはあるが、おおよその作柄をはかる目安とみてよからう。これによると予想収穫高より一割減が平均実収高ということになる。これに対し後者は、予想収穫高に対し約三割減を表している。この差は実際には収

穫できていたけれども減免交渉によって地主へ納めずすんだ分、とみなすことができよう。したがって、この差すなわち予想穫高の約二割が小作人の取り分ということになる。それは定率のものではなく、年ごとの減免交渉によって生じ得たものなのである。

この程度の率がだいたいこの基準であつたろうということは、前掲宿南村の西村治郎兵衛の手記によつても分かる。

水田・山田是甚だ手間入りて麦とれず、是は作人徳得用あるよう免切すべし、是も麦年貢の道理なり、其方など春より田がえしに格別骨折り手間入れ作り立て、徳用もあるべき所おもわざる不作気の毒なり、何程免に引跡をなし申すべし。是では定める徳用あるまじ、しかし当年の事、よんどころなく、長年作りてもらい申すべし、来年よろしき作致すべし、何も気の毒なりというて得心させて、心の内には老石なりに式斗石徳用あるようにして遣わすべし、半毛にも落ちて御年貢まとい入り候はば尅斗くらいでも徳用あるようにして遣わすべし、とかく心よくやわらかにいうて得心させ申すべし、山田など麦作が難しい所では、不作の年でも預け口高の二割は得用あるように考えてやれ、といっているのである。

このような小作料減額の操作を「免切^{めんぎり}」といった。その時期を香住村田井惣助家の一八二九年（文政二二）の「家事日録」にみると、

八月二四日（太陽曆九月二日）

早稲百姓中野見

九月一日（同 一〇月八日）

早稲方、検見役人による皆無検分、現米三一石余減免

九月一三日（同 一〇月一〇日）

早稲方免切野見、善次郎・茂七を頼む

九月一八日（同 一〇月一五日）

早稲方免切済み、米六石五斗九升免出す

九月二四日（同 一〇月二二日） 晩稲方野見（百姓中による）

一〇月二日（同 一〇月二九日） 皆無願帳上げ

一〇月三日（同 一二月一日） 検見役人による晩稲方検分無田帳成、無脇八歩引き

一〇月八日（同 一二月六日） 晩稲方免切野見、文右衛門殿・惣助・惣平立ち会い

一〇月九日（同 一二月七日） 昨夜・今夜に免切済、晩稲方に三七石余免出す

となっている。早稲については、太陽暦一〇月中旬に地主は田を見て回って作柄を査定し、小作料減額を決定する。晩稲については、太陽暦一月中旬にこれを実施している。いずれも検見役人による検見の終わった直後である。この免切りにあたったの野見について、その注意を細かに教えているのは、たびたび引用する宿南村西村治郎兵衛家の「親子茶呑話」である。他町域の史料ではあるが、もう少し引用しよう。収穫高の目安を把握する方法として、基本は坪刈りであるが、これは手間がかかるので簡便法として、

先ず三あしを一間として、稲の中を踏んで此間に何株ある哉、三あしの間八株あれば一坪に八×八の六四株なり、此四株は捨にして十分の一の法にして六株いっしょにとりて本よりよくそろえ、稲の穂を集めて、それを手にてまるめて両手の内に握りて、およそ六株の糶一合有る哉、一合五勺ある哉を考へ、一合あると思う時は一坪に一升、一反に三石の糶、米にして一石五斗なり、是をきわむること中毛の所にて見る、又、一反の内格別甲乙あらば二所にて三所にても見、一升毛何畝此米何斗、一升五合毛何畝此米何斗合として、合わせて何石と積もる、…中略…免切り致す田はよくよく角より角見回るものなれば、四方の畦道を踏みて間敷をきわめ是を知る、又これは何斗盛の預けの田という事知れること、あるいは二斗盛は五畝、一斗八升盛は五畝一五歩、よろしき麦田または次なる田の様子にて知れてあることなり、山田は踏んでみることならず、是は一斗くらいより一斗二升迄たいがい一斗二升盛とみて、八畝一五歩、一石として積もれば下

作の損なし、田の内にてよき所何斗なり、中何ほど、下何ほど、とみて田をわけて免を積もるものなり、(中略) この見
様手に入る時ははやくして、一反にて米五升も違うものならず、

といっている。さらにこの見積もり技術に習熟するために、

秋ごと、わが田の稲を随分念入り積もりて、粗末にならぬ様にこなさせて米をはかりて、我が目利き合う哉、度々是を致
しなからい申すべし、また我が下作の田等を見置きて、是を秋済みてより問うてみる、いつわらぬ者の田にて度々目利き致
し習うべし、これ家業の大切なることなり、(中略) とかく小作のもの雨露を頂き、苦しみ作る所を忘れず、常々あわれ
みの心あること第一なり、随分免切り巧者にして非道の働きすべからず、年貢取り様きびしく悪しきときは、家を亡し申
すべし、年々よくよく功を積み申すべし、

といっている。地主手作地は地主がその経営に習熟するために、ぜひ必要であったことが分かるであろう。

小作人層の 表作の稲予想収穫量はすべて契約小作料であって、実際に米が小作人の手もとに残るのは、

食生活

減免交渉の成果が得られた場合である。さきにこのような結論を述べた。すると小作人層が
米を食することができるのは、年間でもかなり限られた期間であったとしか考えられない。出石藩全体の米
の生産量からみた場合にも、このことは裏付けられる。

のちに述べるように、地主が領主へ納める年貢米の高は、全収穫高のほぼ半分であった。この割合をもつ
て出石藩領但馬四郡の米穀生産量を推定してみると、およそ五万石になる。推定の根拠はまず藩全体の収納
米大豆を三万二五〇〇石と仮定する。このうち一三パーセント余は但馬外領分の収納高であり、一〇パーセ
ント余は畑年貢の大豆であるから、これを差し引くと二万五〇〇〇石ほどになる。この二倍が米穀実収穫高

表 89 田井家自作地米以外の作物収穫高

年	自作地 散田高	作物					
		大麦	小麦	大豆	黒大豆	小豆	菜種
1828 (文政 11)	石合	石合 5,600	合 400	石合 1,300	合 160	合 100	360
29	31石余	4,000	350	1,350	160	85	100
30 (天保 5)	25 "	6,000	400	1,460	180	80	190
31	22,100	2,800		1,420	180	80	56
32	20石余	4,000	270	1,080	150	50	
33	23 "	1,000	300	1,320	230		
34	23 "	3,600	270	950			
35	23 "	3,800		900	220	160	
36	22 "	2,400		600	160		
37	23 "	3,200	170	1,200	60	70	140

史料：田井惣助「家事日録」（豊岡市 田井和男家文書）。

注：ほかにえんどう・そら豆・そば等があるが略す。

1834年(天保5)には、きび5斗、粟1斗3升、稗6斗の記載がある。
散田高とは預け口高のこと。

とみたのである。一方、但馬四郡の在方人口は五万五六九一人（『諸色覚書』町立史料館蔵、一七五九年）宝曆九、出石町方人口は四九二〇人（一八一五年）文化一二『御用部屋日記』、計六万〇六一一人となる。このほかに侍とその家族がいる。おそらく二〇〇〇人は下るまい。

以上の人たちに供給する米穀量としては、六万二〇〇〇石ぐらいが必要ではなかったろうか。一人あたり一年に要する食糧は米にしておよそ一石といわれていた。これを適用してこの程度を推測するのである。これに対し米穀生産量は五万石と推定した。このうちからかなりの石高が酒造に回された。すると食糧としての米は、但馬出石藩領だけでも、二万石ばかりは不足していたのではないかと考えられよう。このようにみえてくると、在方人口の半数近くを占めていた小作人層は、米穀を生産しながら、米をそんなに食べることができなかったということが、

あらためて理解できよう。近代（明治・大正）においてさえ、小作農民のうちには、米を主食にできる期間は、秋収穫後正月ころまでであったという者が少なくなかったという。江戸時代には近代より生産力はもっと低かった。それだけ小作農民が米を口にすることの可能性は少なかったわけである。彼らは雑穀を主な食糧としていたのである。

そのなかで主たる作物は何であったかを知るために、表89に田井家「家事日録」から主な栽培作物の収穫高を拾い出して、まとめてみた。大豆は畑年貢として領主へ納めなければならなかったから、毎年栽培していたのであって、食糧として主力をおいていた裏作は麦であったことが分かる。麦は畑だけでなく、田にも作っていたのももちろんである。香住村を含めた下郷は低湿な田地の地域ではあったにもかかわらず、麦を作り食糧の重要な足しにしていたのである。田井家の場合は地主であるから、麦の作付けは少ないようであるが、小作農民たちは余程の低湿地でない限り、広く田地に麦を作付けしていたにちがいない。小麦はわずかで大麦が多いことから、飯料確保を主目的にしていたことが分かる。このほか、きび・粟・稗等も栽培して主穀の補いに充てていた。小作農民たちの食生活は、現在では想像も及ばない貧しさであったことがしのばれる。

このため、小作農民たちはあらゆる手段を講じて飯料確保につとめた。余業もその一つである。これで得た貨幣をもって米を買ったのである。余業として養父・七美、出石郡では山之中組に養蚕が盛んであった。しかし下郷地域にはこの記録があまり見かけられない。飼育量が少なかったのであろう。下郷あたりの余業の主たるものは日雇いだったようである。田井家の場合、年間延べ五〇〇七〇人役の農業日雇いを用いてい

表 90 近世中期（1772年—明和9）の下郷東組階層構成

	宮 坪 袴 口 奥 奥 市 三 森 立 香 下 上 安 田													計			
	内 井 狭 小 野 野 場 宅 尾 石 住 鉢 山 鉢 山 良 地	16	割合														
50石以上		4	3	1		1	2	2		2		1		16	2.0%		
40石以上	1											2		3	0.4		
30石以上	5		2		3	2	1	1	2	3		1	3	1	3	27	3.3
20石以上				2				2						4	0.5		
10石以上	9	2	7	3	4	8	1	4	2	5	3	2	4	54	6.7		
5石以上	4	1	2	3	10	12	2	3	13	6	5	2	3	2	4	72	8.9
5石未満	85	4	66	11	30	14	5	2	10	6	10	2	12	4	261	32.3	
水 呑	6	5	38	42	27	32	36	39	17	5	32	12	41	17	22	371	45.9
計	109	13	119	62	77	68	46	53	46	25	52	19	65	21	33	808	100.0

史料：明和9年「御百姓人数書上帳」西村平八郎家文書『神美村誌』所載。

注：①坪井村は原表では5石以上1、5石未満4となっていたが、1843年(天保14)反別帳によつて修正し、10石以上2、40石以上1を加えた。

②家数計は1771年(明和8)『封内明細帳』による。

③水呑は家数計から5石未満以上層の百姓人数を差し引いて算出した。

る。江戸時代中期ころ、賃金は一日銀八分〜一匁であった。大工は一匁八分、屋根葺き職人は一匁六分であったから、農業労働賃金は安い。それも小作人たちにとっては、地主層の日雇い需要は大事な現金収入の源泉であったにちがいない。

両極分解を示す

農民層の分解

年貢が重く、小作料はきわめて高率であったから、一度小

作農に転落すると、回復はなかなか難しかった。

このため、時代が下るにつれて小作人層を表す無

高農民の数・比率はしだいに上昇するのである。

その様子を見る史料として表90をまとめた。史

料は口小野村西村平八郎家の一七七二年(明和九

の「御百姓人数書上帳」である。下郷東組村々一

五か村の所持高別本百姓の名が記されているので

ある。『神美村誌』にはそれが階層別に掲載され

ている。この表の合計欄に一七七一年(明和八)の

『出石封内明細帳』に記載の家数を記入して、村

ごとの御百姓数との差を求め、それを水呑すなわち無高者とした。このようにして推定した水呑を加えた表90と、本章第一節に示した表56「近世初期の階層構成表」とを比較して、近世初期から中期に至る間の農民分解の傾向を分析してみよう。

表56に参考までに記した一七〇六年(宝永三)と一七七一年(明和八)の家数をもとに、表90のように水呑百姓数を推定し、この数を含めた家数でもって、表90近世中期の階層制家数と比較してみよう。それによると、近世中期へといたる間に五〇〇一〇石層が減少し、五〇石以上層と一〇石未満層が増加している。わけても五〇〇二〇石層の減少がいちじるしい。両極分解である。表56においては、近世前期全体の家数は、近世中期の数をもって代用しているので、これと高所持者との差すなわち無高者の数を実際より多いように見ている可能性が強い。この数を減らすにつれて、無高者の数ならびにその比率が減少し、表90の無高者の数が大きく印象付けられる。両極分解の様相はいっそうはつきりする。また近世後期に至るにしがたい、この傾向はさらに増大する。

町方地主の後退

と地主の得分

農民層の分解に関連して起こった下郷一帯における特異な現象は、総引き揚げとも表現できるほどの激しい町方地主の後退ぶりである。前節第2項で、一七〇六年(宝永三)ころの毛付田地高に対する質流れによる他村者支配田地の割合は、三宅・森尾・香住・伊豆・三木・長砂六か村平均で、実に四七・四パーセントという高率であったことについて述べた。上鉢山村の指出明細帳には「他村より入作、森尾村より」とだけ記され、あとは空白になっていて、上鉢山村へ入り作は多少はあっても決して多くはなかったことを示している。また口小野村のそれには「無御座候」と記してある。このよう

な村もあるのだから、下郷全部とはいえないまでも、指出明細帳が残っていない村でも相当な高が、町方地主の支配地になっていただろうということは容易に想像できる。そこで前項の『享保年中勝手方覚書』に述べた豊岡商人絹屋惣兵衛・河守屋与兵衛・丹後屋庄三郎のような「御領分ニ田地多所持之事」の者が存在していたわけである。

しかし、前にも述べたように、下郷でも上記村々よりは水害を受けることが少ないとみられる菅谷の荒木村、山之中組に属する弘原中村・上野村の指出明細帳には、村外者の所持高の記載はない。町方地主の進出がいちじるしかったのは、下郷におおよそ限られていたように感じられる。

ところが、一八世紀末の寛政ごろまでの間に、これら町方地主の所持地のほとんどは村方地主の手に移ってしまっているのである。異動の一例に森尾村の平尾源太夫家の場合を挙げよう。『豊岡市史』に、同家は「元禄以降、大体一年平均二、三反ずつ増加し、安永末（一七八〇）にその総計は三一町七反に達する。特に明和四年（一七六七）には、豊岡町・絹屋勘兵衛から九町五反余を買い取っているのが注目される。」と記されている。このような例が各所に見られ、村方地主の上昇をみるわけである。

下郷地域に限ってのように見受けられる、以上のような大幅な町方地主の進出と後退は、何に由来するのだろうか。進出の理由については、今までしばしば述べてきたように、水害と年貢負担との挟み撃ちに耐えかねた質入れにあった。では後退の理由は何であろう。町方地主が小作料収納に困難を感じ始めた結果だと思ふ。

前にも述べたように、下郷一帯は検見によって年貢の減額を認められた年が多かった。そんな年には小作

料の減額要求もきびしい。小作農民たちはこの運動をとおしてのみ、表作稲の収穫の分配を受けることができたのであるから、それこそ秘術を尽くして減免を地主に迫ったものと思う。これに対応するためには、地主は収穫量の予測技術に熟達していること、小作農民との理解を深めておくことなどが要求されたであろう。町方地主は村方地主に比べ、この点において劣っていたと思われる。家業が商業であるから、稲収穫高の見積もり技術を練磨するひまが少なかっただろう。村に住まないから、小作農民たちの感情の機微を理解する機会も少ない。いきおい小作料減額要求に直面したさい、紛争となる場合が多くなっただろう。そのため収納は減り、投下資本の効率は低下する。ひいては資本の引き揚げを図るといふ経路をたどったのだらうとみるのである。

この傾向は、減免要求の激化につれて強まったとみることができる。表87「三木村本途物成納入額と納入率」の累年比較一〇〇か年分を四等分して、二五か年分ずつの平均納入率を見たところ、七九・八パーセント（二七〇〇～三三三年）、七二・二パーセント（二七三四～六六年）、六七・八パーセント（二七六八～九九年）、六二・四パーセント（二八〇〇～二九年）と、きれいに漸減傾向を示している。農民の抵抗が強まった結果ということができよう。それは地主へ対する抵抗もまた強まったことを物語っている。この過程のうちに、漸次町方地主の引き揚げが行われたとみるのである。のちに述べる一七六八年（明和五）の一揆、一七八〇年代の天明の飢饉を経過したころには、一掃されていたのではなからうか。

減免の第一要因をなしているのは、洪水時の冠水の害である。したがって町方地主の土地への資本投下をあきらめさせた第一のものは、冠水の害であったといえる。次いで領主へ納める年貢の圧迫、さらに小作農

第2節 近世中期の出石

表 91 預け口に対する収支決算表

西村平八郎家「散田帳」より。

	預け口	物 成 (年貢)		夫 銀	小作料 不納分	雑 不納分	得 米	うち自作
		石 合	石 合					地 預け口高
		石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合
文政6年(1823)	82.425	39.235	1.610	1.952	1.510	38.118	25.720	
7	77.435	34.120	1.105		6.862	35.348	29.490	
8	81.435	33.132	685		5.929	41.689	28.270	
9	77.340	39.400	1.202	1.676	4.070	30.992	32.045	
12	77.765	35.291	1.169	2.660	3.850	34.795	35.165	
天保2年(1831)	79.165	39.401	805	1.076	2.800	35.083	35.840	
3	79.165	39.401	710	630	1.070	37.354	34.540	
5	79.085	41.238	861	475	860	35.651	35.690	
平 均	79.227	37.652	1.018	1.059	3.369	36.129	32.095	

注：雑不納分は自作地菜園・綿地預け口分，下男・下女給分。

民の減免要求が加わり、ついに投げ出してしまったわけである。

では、いったい地主は収納した米・大豆のどの程度を年貢として領主へ納めていたのだろうか。口小野村西村平八郎家の「散田帳」に基づいて作製した表91を参照してほしい。

「預け口」は契約小作料であり、平年作予想収穫量であったのだから、「散田帳」ではこれを基礎に物成・夫銀・小作料不納分を差し引いて得米を計算している。物成と夫銀とがいわゆる公租公課であり、得米と雑不納分とが実質的な所得に該当しよう。表91を見ると、両者はほぼ同額である。地主は収納米・大豆の半分を領主へ納めていたことが分かる。前に貢租は六公四民の割で課せられ、手もとに残るはずの四割の中からさらに夫米・口米を上納しなければならぬことを述べた。このうえになお村の入用銀である夫銀を負担しなければならなかったから、これを計算に入れると、だいたい七公三民の割になる。なのに、「散田帳」に基づく実際の貢租負担率を計算すると五公五民である。地主の得分が増えている

勘定になる。どうしてこのように食い違っているかについては、第一節第二項「高い小作料」の項の記述で明らかであろう。貢租は検地帳面積に課せられるから、実面積が検地帳面積より大きい場合は、その分はまるまる農民の取り分となる。そしてその分は地主のものなのである。すなわち、小作料は実面積に課せられているからである。貢租を負担せずに済む余歩の存在によって、ようやく地主は収納高のほぼ半分を自らのものとすることができた。

4 明和の一揆

一〇か村の庄屋、江戸時代に出石藩領内で起こった一揆は三回あった。最初は一六九六年（元禄九）、小出一揆を發起、家断絶によって生じた銀札不安から起こった札幌打ちこわしである。二回目は一七六八年（明和五）下郷一三か村の強訴、三回目は一八三〇年（文政一三）の下郷一揆である。元禄九年の騒擾はむしろ遇発的事件と理解されよう。貢租の重課に反抗して起こった本格的な一揆はあとの二回である。それはいずれも下郷を舞台にしている。すると、出石藩領の一揆は、下郷だけに起こったといっても過言ではなからう。

前項に述べた下郷の苦悩が、せつせつと身に迫ってくる思いがする。

文政一三年の一揆については、後に述べることになるので、本項では一七六八年（明和五）のそれについて、少し詳しく述べておきたい。同年から翌年にかけては全国的に一揆が高揚するのであるが、とくに上方筋を中心が多発した。出石藩領においても、その例証が表れたわけである。

一七六八年は洪水にたびたび見舞われ、作柄は悪かった。まず七月二日に出水があつて、出石大橋で常



写真 247 下郷東組 (小坂田圃)

とが、話題にのぼったと記してある。小作料はもちろん、年貢の場合も刈りあげてしまったなら、もはや減額要求はできないしきりたりになっていたから、再検見の用意にと、稲刈りを滞らせたようすが読みとれる。とにかく、太陽暦でいえば一二月下旬にあたるこの年の一〇月中旬ごろ、例年ではだいたい終わっているはずの稲刈りが、まだ済んでいなかったのである。そして年貢減額要求の動きが、下郷においてしだいに盛りあがっていた。

その機運をリードして、一〇月一四日(太陽暦二月三日)、大谷村庄屋小兵衛は、自分宅に下郷の庄屋を

水より一丈二尺(約三・六メートル)の高さにまで増水した。太陽暦に換算すると九月二日にあたる。穂ばらみ期を過ぎた出穂後であるから、壊滅的とまではいかないまでも、時期がまだ早いだけにいちじるしい減収はまぬがれなかったであろう。八月(太陽暦九月一〇日〜一〇月一〇日)中にまたまた出水と『岡本家雑集』に記載されているから、さらに追いうちを受けている。当然、同年はいずれの村とも皆無検見願いを出し、減免手続きを経たものと思う。ところが、いざ刈りあげてみると、予想以上に米がないことが分かったので、農民たちは稲刈りを渋ったようである。「下郷拾三ヶ村及噉訴ニ候付、御詮儀仰付候一件」(西村平八郎家文書)に、香住村の者も同村の庵に集まったことがあるが、そのとき、「刈り揚げ度く候得ども、あまり実も無き故、小作相対出来兼候」というようなこ